

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

青 江 達 夫	金 沢 一 博	明 石 直 樹
土 岐 恭 生	北 野 妙 子	西 川 ひろじ
柳 本 顕	福 田 賢 治	田 中 ひろき
山 中 智 子	井 上 浩	

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「一般の閲覧に」を「、インターネットの利用及び議長が別に定める方法により一般の閲覧に」に改め、同条中第4項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

説 明

政務活動費の収支報告書及び領収書等の写しをインターネットの利用により閲覧できるようにするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（抄）

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第9条 省 略

- 2 議長は、前項の収支報告書及び領収書等の写しを、提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（その日が市の休日に当る場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日）から、**インターネットの利用及び議長が別に定める方法により**一般の閲覧に供する。
- 3 省 略
- 4 前項に定めるもののほか、第2項の閲覧について必要な事項は、議長が定める。